

11月12日～11月25日は

女性に対する暴力をなくす運動期間

毎年11月12日～25日（女性に対する暴力撤廃国際日）は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものです。

内閣府が行った調査では、約5人に1人が配偶者から暴力を受けたことがあるとの結果があり、DVは身近なところに存在します。

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者やパートナーなど親密な関係にある人から受ける暴力で、なぐる・けるなどの身体的な暴力のほかに、精神的・性的・経済的・子どもを利用した暴力なども含まれます。

どんな理由があっても、暴力は決して許されるものではありません。この期間を機会に、男女の対等なパートナーシップや暴力のない人間関係の築き方について考え、私たちみんなが暴力のない社会をつくりましょう。

【相談窓口】

相談無料・秘密厳守します。一人で悩まないでご相談ください。早めの相談が問題解決への第一歩です。

○福岡県あすばる女性相談ホットライン

Tel 092-5584-1266
9時～17時、金曜日は18時～20時
30分も可（祝日を除く）

○福岡県配偶者からの暴力相談電話

Tel 092-663-8724
月～金曜日17時～24時、
土・日・祝日9時～24時

○配偶者暴力相談支援センター （保健福祉環境事務所 配偶者からの暴力相談専用電話）

Tel 0942-34-8111、
0946-24-5780
月～金曜日8時30分～17時15分
（祝日を除く）

第5回人権セミナー

男女共同参画推進事業 DV防止講演会

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。あなたの大切な人がDVでつらく悲しい気持ちを抱え日々を過ごしていたらどうしますか？

■日時 11月22日（水曜日） 19時30分～（入場無料）

■会場 うきは市民センター3階 小ホール
（うきは市浮羽町朝田 582-1）

■託児 無料（要予約）

■講師 NPO法人レジリエンス 代表 中島 幸子 さん



米国法学博士、大学非常勤講師

主な著書「性暴力 その後を生きる」「マイ・レジリエンス・トラウマとともに生きる」
共著「傷ついてあなたへ わたしがわたしを大切にすること」と等

■テーマ 性暴力、子ども虐待…すべての暴力はつながっている

■主催 人権・同和対策室、男女共同参画推進室

●問合せ 男女共同参画センター だんだん Tel 77-2661（平日 8時30分～17時）